

生コン賠償責任補償制度 加入について

当協同組合におきましては、日頃より各組合員が責任をもって生コンクリートの品質管理を行っておりますが、万が一生コンクリートの品質上の問題が発生した場合に想定される損害を補償するため、下記のとおり「生コン賠償責任補償制度」に加入しております。

今後とも組合員各社が品質管理を一層強化し、協同組合としても事故を未然に防ぐ体制の構築に取り組んでいく所存でございますので、引き続き当協同組合へのご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

記

《生コン賠償補償制度の概要》

- ◎ 契 約 者：相双生コンクリート協同組合
- ◎ 被 保 険 者：相双生コンクリート協同組合および組合員
- ◎ 補 償 金 額：下記の通り。
- ◎ 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

| | 補 償 内 容 | 保険金額・免責金額(1,2:1,000万) |
|---|--|--|
| 1 | 第三者賠償（対人対物損害）の補償 | 1 請求・保険期間中：10億円 |
| 2 | ①瑕疵保証の修補費用 （被保険者の支出した直接の修補費用） ②修補に代わる損害賠償金 | 組合全体保険期間中：10億円 1 被保険者あたり 1 請求・保険期間中：5億円 1 建物あたり：5億円 |
| 3 | 瑕疵判定費用 | 1 請求あたり：200万円（上記内枠） 免責：なし |

◎製品の瑕疵の有無の判断は、当協同組合内に設置された事故調査委員会で審議するものとします。

本制度は協同組合単位の加入が原則であり、員外社工場は対象外です。

◎保証書の内容は下記 URL をご参照下さい。

<https://www.sousounamacon.jp/app/download/11451220794/kashihoshou2021.pdf>